

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）、一般社団法人札幌市医師会（以下「乙」という。）及び札幌市透析医会（以下「丙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における透析患者の医療救護活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、札幌市地域防災計画に基づき、甲が行う透析患者の医療救護活動に係る乙及び丙との三者間の協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生等により、協力の必要が生じた場合は、乙及び丙へ協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、協力をするよう努めるものとする。

（協力事項）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）災害時の透析医療機関の被災状況及び診療継続の可否等の情報収集に関すること。
- （2）透析医療機関から患者の受入先の調整依頼があった場合の受入調整に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲、乙又は丙が必要と認める事項

（災害時に向けた体制整備）

第4条 丙は、第2条第1項の規定による協力の要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、平常時において、市内の透析医療機関の連携体制を構築する等の、必要な措置を講じるとともに、丙の会員等への十分な周知を図るものとする。

2 丙は、協力に当たり、会員等が所有する車両について、患者の搬送に使用するための緊急通行車両の登録手続を行うよう努めるものとする。

3 甲は、前項の登録手続に必要な要件等に関し、関係機関との調整を行うものとする。

4 甲は、非常時に丙から透析医療機関における透析の確保に必要な水、電力又は燃料の供給について要請があった場合の優先的供給に関し、平常時において乙、丙及び関係機関との調整及び情報の共有等を行い、体制の確保に努めるものとする。

（平常時の協力事項）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力を努める。

- （1）透析医療救護活動に必要な情報の相互提供
- （2）甲の行う訓練等への参加
- （3）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による協定解除の通知がないときは、さらに1年間この協定を延長するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 9月 30日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
市長 秋 元 克 広

乙 札幌市中央区大通西19丁目
一般社団法人札幌市医師会
会長 今 眞 人

丙 札幌市西区宮の沢1条1丁目
宮の沢腎泌尿器科クリニック内
札幌市透析医会
会長 小 林 眞 也